

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務
②事務の概要	○徳島県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務を行っている。 ○特定個人情報ファイルは、肝炎治療に係る費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務に使用している。
③システムの名称	肝炎治療医療情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎の治療に係る医療費助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）別表105の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年徳島県条例第59号）第2条第1項 別表第一の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第9号 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年徳島県条例第59号）第2条第1項 別表第一の2の項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県保健福祉部感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開・個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県保健福祉部感染症対策課企画・調査担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2224
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人情報及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存すること を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開 個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番地 電	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開 個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番地 電	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 8 連絡先	徳島県 保健福祉部 健康増進課 感染症・疾 病対策室 感染症・疾病対策担当	徳島県 保健福祉部 健康増進課 感染症・疾 病対策室 感染症・疾病対策担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 一つの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 一つの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5①部署	徳島県保健福祉部健康増進課感染症・疾病対 策室	徳島県保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対 策室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5②所属長の役職名	健康増進課感染症・疾病対策室長 柴原 恵美	健康づくり課感染症・疾病対策室長 梅田 弥生	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開 個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番地 電	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報 公開個人情報担当 徳島市万代町1丁目1番	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 8 連絡先	徳島県 保健福祉部 健康増進課 感染症・疾 病対策室 感染症・疾病対策担当	徳島県 保健福祉部 健康づくり課 感染症・疾 病対策室 感染症・疾病対策担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 一つの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 一つの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5②所属長の役職名	健康づくり課感染症・疾病対策室長 梅田 弥生	健康づくり課感染症・疾病対策室長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○ 番号利用法第19条第14号に基づき同条第	【情報照会の根拠】 ○ 番号利用法第19条第14号に基づき同条第	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 5①部署	徳島県保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対 策室	徳島県保健福祉部感染症対策課	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 5②所属長の役職名	健康づくり課感染症・疾病対策室長	感染症対策課長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 一つの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 一つの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 8 連絡先	徳島県 保健福祉部 健康づくり課 感染症・疾 病対策室 感染症・疾病対策担当	徳島県 保健福祉部 感染症対策課 予防・調 査担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 1 一つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 2 一つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 一つの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 一つの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3 法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号, 以下「番号利用法」という。) 第9 条第2項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行条例 (平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項	○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号, 以下「番号法」という。) 別表105 の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行条例 (平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○ 番号利用法第19条第14号に基づき同条第 8号に準ずるものとして定める特定個人情報 の提供に関する規則 (平成27年特定個人情報 保護委員会規則第3号)(番号利用法別表第二 97の項の法定事務に準ずる。) ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行条例 (平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項 別表第一の2の項 【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ○ 番号法第19条第9号 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律施行条例 (平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項 別表第一の2の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 7 請求先	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報 公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 08 8-621-2024	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開・ 個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 08 8-621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 8 連絡先	徳島県保健福祉部感染症対策課予防・調査担 当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 08 8-621-2224	徳島県保健福祉部感染症対策課企画・調査担 当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 08 8-621-2228	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 1 一つの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 2 一つの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。